

である。  
道路の寸断や予測困難な放射能拡散を前に、人命を救う計画にはなっていないし、不可能である。

東海第二原発の再稼働を絶対認めることはできない。  
(やまざき・ひさたか／たんぼ舎共同代表)

## これ以上、子どもを被ばくさせない

「子ども脱被ばく裁判(子ども人権裁判)」は最高裁へ(前号続き)

水戸 喜世子

### 子ども人権裁判が立ち上がった経緯と現状

前号でふれたように、福島原発事故から3か月後に郡山市の小中学生14名が郡山市を相手に起こした集団疎開裁判に対して仙台高裁は不当にも却下としたが、今年の能登半島地震では校舎が危険であることを理由に輪島市などで850人の中学生を集団疎開させたと報じられた。放射能という目に見えない危険<sup>①</sup>についてこそ知識を持たない市民に代わって、国・自治体主導による公平な避難の実施が必須条件であるにもかかわらず、見えないことをいいことに、国民保護義務を怠り、頼みの司法までもが国を承認したのである。

この許しがたい不当判決を見過ごしたら、また起きるかもしれない原発事故で同じ過ちが繰り返されるだけではなく、今なお高い残留放射線量のある福島<sup>②</sup>の環境で暮らす子どもの追加被ばくを避けられないとして事故から3年後の2014年8月に立ち上がったのが「子ども人権裁判」であった。目下、最高裁で係争中である。

### 子ども人権裁判が裁判所に求めたこと

「子ども人権裁判」は事故当時福島県下の小中学に通っていた約40名が原告となり、それぞれが居住する自治体を相手に次のような要求を掲げて行政訴訟をおこした。

争点A いまの環境では教育をしないこと

争点B 安全な地域で教育を行なうこと  
争点C 安全な地域で教育を受ける権利があることの確認

原発事故が起きた時、子どもだけでも逃げたいと思っても、できなかった後悔、一人だけ逃げるうしろめたさなど、個人の自己責任では子どもを守ることはできなかったという人々の痛切な体験から、国が前面に立って、すべての学童を公平に守ってほしいという願いをまとめものだ。

\*争点A 「いまの環境では教育をしてはいけない」とは、どういうことか

復興一色の福島だが、実は今も原子力緊急事態宣言下にあつて、学校も20ミリシーベルト基準下におかれている。原告団は河野益近氏(元京都大学原子力工学科技官・放射線測定)に依頼し、原告の通う学校の通学路の土壌検査を行なったところ、放射線管理区域基準4万Bq/m<sup>2</sup>を大きく超える地点が10校中8校あり、中には57万Bq/m<sup>2</sup>という高汚染地域もあった。更に原告の通う16の学校の通学路の土壌を採取して実験したところ、放射性セシウムは98パーセントが不溶性微粒子の形で存在していることがわかった。この事実から、もしも舞い上がる砂ほこりを子どもが吸い込んだ場合、不溶性であるために血液に溶けて尿に排出され

ずに、放射性の不溶性微粒子は臓器に張り付いて、長期にわたって周辺の細胞を傷つける、いわゆる内部被ばくを引き起こすおそれを示した。放射線管理区域に相当する環境で学校教育を行なうことは明らかに法令違反なので、教育の禁止を求めた。

**\*争点B・C** 学校での子どもの安全はすべて「学校保健安全法」に明記されていた!

学校保健安全法は学校教育法12条を学校現場で保障するために、「学校環境衛生基準」を定め、国・文科大臣↓地方公共団体↓学校設置者↓校長へとその実現のためにそれぞれの機関に見合った責務を負うことを明記している。一例をあげると、校長は学校環境衛生基準に照らし、「適正を欠く事項は遅延なくその改善のために必要な措置を講じるか、設置者に申し出る責務」がある、とする。

学校環境衛生基準が、国が謳う安全な学校生活のカナメであることが分かった。

**ところが「学校環境衛生基準」の点検項目に、放射性物質は記入されていなかった!**

「学校環境衛生基準」には一酸化炭素、二酸化窒素、ホルマリン……と予想される

あらゆる有害物質を取り上げ、それぞれの基準量が明示されている。アスベストが問題になれば直ちに点検項目に追加されるし、新たな研究成果が確認されれば、一酸化炭素の基準値が10ppmから6ppmへと即座に見直しが行われている。ところが3・11原発事故で福島の中量に大量の有毒ガス＝放射性物質が放出され、大気も水も土も汚染されるという異変に対して、学校保健安全法にその運営責任が明示されている文科大臣から自治体長、校長に至るまで、だれひとり「……遅延なくその改善のために必要な措置を講じるか、設置者に申し出る責務」を果たさず、放射性物質が学校環境衛生基準に追加されなかったばかりか、今なお放置されたままである。これでは憲法、教育基本法、学校教育法、学校保健安全法はすべて絵に描いた餅で終わることになってしまう。

### 法の欠陥に対する弁護士（井戸謙一弁護士）の挑戦

弁護士見解《政府の怠慢により、法の欠缺状態にある。それにより国民の具体的権利が侵害され、司法にその救済が求められている時、司法は適正な権利救済のため、憲法、国際法を駆使する果敢な叡智によってその欠陥を埋めなければならない》。

弁護士はICRPが提唱するLNTモデル（後述）に環境基準（※）を適用することにより、学校環境衛生基準の放射性物質の項目に書き込まれるべき数値は2・9μSv/年であると算出した。詳細は紙面の都合で省くがLNTモデルも環境基準も世界共通の合理的根拠に基づくものである。私たちはこれまでICRP勧告に基づく、年1ミリシーベルトが刷りこまれているので、その350分の1という桁ちがいの小ささに驚くが、これが目下の科学が到達しよう、理にかなった放射性物質の正体である。同じ有害物質の中で、放射性物質だけが緩い基準で設定されていることを肝に銘じなければならぬ。

### 仙台高裁は法的根拠を示す事なく、全面却下した（2023・2・1）

許しがたい最大の失望は、法による裁きではなかった点にある。唯一の法である「学校環境衛生基準」に核物質が書き込まれていない欠陥を合理的な思考で補う努力を怠り、弁護団の適切な算出結果に対して、検討すら加えない裁判長の職務怠慢こそ厳しく問われなければならないと考えるのは私だけであろうか。安易に法律でもないICRP2007年勧告によりかか、福島为学校環境は100ミリシーベルト以下だか

ら安全であるとして、国の主張を追認した裁判所こそ裁かれるべきであると考える。

## 終わりに

民間団体ICRP（放射線防護国際委員会）は二つの顔を持つているように思う。自然科学が必然的に導く抗しがたい真理に導かれる部分と、その生まれ落ちに起因する、核産業の存続に寄与することを使命とする二つの顔である。前者がLNTモデルと言われる閾値なし直線モデル提唱となり、後

者の立場が、ICRP勧告という形で、一般毒物の350倍に相当するような被ばく基準値を適正であるとして、世界に勧告（強要）している。今回裁判で国が根拠にしたのはICRP2007年勧告（原発事故などの緊急時の特例として年20〜100ミリシーベルト、事故後は年1〜20ミリシーベルト）だった。日本の裁判所が世界に先鞭を切って採用したことは許しがたい。

この暴論に警告を発しているのが、皮肉にもICRPによる閾値なし直線モデル、つまり100ミリシーベルト以下でも被ばく量に見合ったガン死リスクは存在して、これ以下なら安全という閾値は存在しないという仮説である。被ばく量が100ミリシーベルト増す毎にガン死リスクは0・5%増加

など放射線以外の悪影響と、放射線による被害の区別がつかないので実証できないから仮説であるとしている。「区別がつかない」↓「被ばく影響なし」としたのが国・裁判所による故意の誤用であることはだれの目にも明らかである。

放射線以外にも様々な公害による健康リスクの中で暮らさざるを得ない私たちの体内では、両者はすみわけることなく、絡み合ってがんリスクを増大させているとみるのが自然であろう。分子生物学が進み内部被ばくがもつと明らかになるまでは、公害に囲まれた現代だからこそ、微量であっても、追加被ばくは避けるべきであることをLNTモデルが厳粛に教えてくれている。

※例えば10万人が0・003mg/m<sup>3</sup>の割合でベンゼンが混入した空気を7年間吸い続けた場合に、その中の一人がそれを原因として死んだ場合に、ベンゼンの環境基準値は0・003mg/m<sup>3</sup>とする。

（みと・きよこ／子ども脱被ばく裁判の会・共同代表）



死リスクは0・5%増加するとした比例関係は、原点を通る直線で表すことが出来る。100ミリシーベルト以上については実験データで論証されているが100ミリシーベルト以下については喫煙、環境汚染、食品公害